

面会規定

第1条 目的

本規定は、入院患者の安全と療養環境を確保しつつ、家族等との面会を適切に実施することを目的とする。

第2条 定義

- 1 面会とは、患者と家族等が病院内で対面することをいう。
- 2 家族等とは、親族、同居人、患者が事前に希望した者をいう。
- 3 病棟とは、脳卒中ケアユニットを除く通常の入院病棟をいう。

第3条 面会可能者

- 1 次の者を面会の対象とする。
 - (1) 患者の家族等
 - (2) 患者が事前に面会を希望し、主治医が認めた者
- 2 6歳未満の面会については、感染予防の観点から原則として制限する。ただし、患者の病状等により主治医が必要と認めた場合はこの限りではない。

第4条 面会時間

- 1 面会時間は、原則として次のとおりとする。

全日 13時00分から19時00分まで
- 2 面会時間外の面会は、危篤等やむを得ない事情がある場合に限り、主治医または日当直責任者の許可を得て認めることができる。

第5条 面会場所

- 1 面会は、原則として病室内または病棟内で行う。
- 2 他の患者の安静を妨げる場合には、医師または看護師の指示に従い場所の変更や面会の中止を求めることがある。

第6条 面会人数および時間

- 1 一度に面会できる人数は、原則として患者一人あたり4名程度とする。
- 2 一回の面会時間は、原則として30分程度とする。
- 3 患者の病状や病棟の状況により、人数および時間を短縮または制限することがある。

第7条 感染予防

- 1 面会者は、入棟時および退棟時に必ず手指消毒を行う。
- 2 面会者が、発熱、咳、咽頭痛、下痢等の症状がある場合は、面会を控える。
- 3 入院患者と面会者は互いにマスクを着用して面会を行う。
- 4 面会者が、面会后48時間以内に流行性感染症を発症した場合は、入院病棟に連絡してもらう。
- 6 流行性感染症等の地域流行状況や病棟での発生状況に応じて、病院長は面会制限の強化、縮小または一時中止を行うことができる。

7 マスクの着用、手指消毒等、病院が定める感染対策に従うものとする。

第8条 面会手続き

1 面会者は、所定の受付で、指定された手続きを行う。

2 病棟スタッフは、必要に応じて面会者の身分確認を行うことができる。

3 家族面会証を交付された場合は、着用または携帯し、病棟内では常に見える状態とする。

第9条 禁止事項

1 次の行為を禁止する。

1 患者および他の入院患者の迷惑となる大声での会話や騒音

2 病室内での飲食

3 病室内での宿泊

4 医師または看護師の指示に反する行為

5 病院が不適切と判断する行為

2 禁止事項に従わない場合、職員は面会の中止および退棟を求めることができる。

第10条 特別な面会

1 次の場合は、前各条の規定にかかわらず柔軟に対応することができる。

(1) 危篤時等、患者または家族等の人道的配慮が必要な場合

(2) 手術前後、主治医による病状説明が必要な場合

(3) 入退院時や検査等で家族の付き添いが必要な場合

(4) その他、病院長または主治医が特に必要と認めた場合

2 特別な面会の可否および内容は、患者の病状、病棟の状況、感染症流行状況等を総合的に判断して決定する。

第11条 脳卒中ケアユニット

本規定に加え、脳卒中ケアユニットの特性に応じた別途規定を定める。

第12条 規定の見直し

本規定は、感染症の流行状況、医療提供体制の変更等に応じて、必要に応じて見直しを行う。

この規定は 2026 年 6 月 1 日から施行する

脳卒中ケアユニット面会規定

第1条 目的

本規定は、入院患者の安全と療養環境を確保しつつ、家族等との面会を適切に実施することを目的とする。

第2条 定義

- 1 面会とは、患者と家族等が病院内で対面することをいう。
- 2 家族等とは、親族、同居人、患者が事前に希望した者をいう。

第3条 面会可能者

- 1 次の者を面会の対象とする。
 - (1) 患者の家族等
 - (2) 患者が事前に面会を希望し、主治医が認めた者
- 2 6歳未満の面会については、感染予防の観点から原則として制限する。ただし、患者の病状等により主治医が必要と認めた場合はこの限りではない。

第4条 面会時間

- 1 面会時間は、原則として次のとおりとする。

全日 13時00分から14時00分
18時00分から19時00分
- 2 面会時間外の面会は、危篤等やむを得ない事情がある場合に限り、主治医または日当直責任者の許可を得て認めることができる。

第5条 面会場所

- 1 面会は、原則として病室内または病棟内で行う。
- 2 他の患者の安静を妨げる場合には、医師または看護師の指示に従い場所の変更や面会の中止を求めることがある。

第6条 面会人数および時間

- 1 一度に面会できる人数は、原則として患者一人あたり4名までとする。
- 2 一回の面会時間は、原則として30分程度とする。
- 3 病棟の状況により、人数および時間を短縮または制限することがある。

第7条 感染予防

- 1 面会者は、入棟時および退棟時に必ず手指消毒を行う。
- 2 面会者が、発熱、咳、咽頭痛、下痢等の症状がある場合は、面会を控える。
- 3 入院患者と面会者は互いにマスクを着用して面会を行う。
- 4 面会者が、面会后48時間以内に流行性感染症を発症した場合は、脳卒中ケアユニットに連絡してもらう。
- 6 流行性感染症等の地域流行状況や病棟での発生状況に応じて、病院長は面会制限の強化、縮小または一時中止を行うことができる。

7 マスクの着用、手指消毒等、病院が定める感染対策に従うものとする。

第8条 面会手続き

- 1 面会者は、所定の受付等で、指定された手続きを行う。
- 2 病棟スタッフは、必要に応じて面会者の身分確認を行うことができる。
- 3 家族面会証を交付された場合は、着用または携帯し、病棟内では常に見える状態とする。

第9条 禁止事項

- 1 次の行為を禁止する。
 - 1 患者および他の入院患者の迷惑となる大声での会話や騒音
 - 2 病室内での飲食
 - 3 病室内での宿泊
 - 4 医師または看護師の指示に反する行為
 - 5 病院が不適切と判断する行為
- 2 禁止事項に従わない場合、職員は面会の中止および退棟を求めることができる。

第10条 特別な面会

- 1 次の場合は、前各条の規定にかかわらず柔軟に対応することができる。
 - (1) 危篤時等、患者または家族等の人道的配慮が必要な場合
 - (2) 手術前後、主治医による病状説明が必要な場合
 - (3) その他、病院長または主治医が特に必要と認めた場合
- 2 特別な面会の可否および内容は、患者の病状、病棟の状況、感染症流行状況等を総合的に判断して決定する。

第11条 規定の見直し

本規定は、感染症の流行状況、医療提供体制の変更等に応じて、必要に応じて見直しを行う。

この規定は 2026 年 6 月 1 日から施行する